

登録検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

石川労働局（局長 吉田 研一）は、令和3年12月1日、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく登録検査業者である株式会社三協機械に対して、法に基づく車両系建設機械（締固め用）の特定自主検査業務について、法違反の事実があったため、下記のとおり同検査に係る業務停止の行政処分を行った。

記

1 処分対象者

- (1) 名称 株式会社三協機械
- (2) 所在地 石川県白山市福留町453番地

2 処分の内容

検査業者として他人の求めに応じて行う車両系建設機械（締固め用）の特定自主検査業務を令和3年12月1日から令和4年5月31日までの6月の期間停止すること。

3 処分を行った日

令和3年12月1日

4 処分の原因となった事実の概要

法第45条第2項に規定する検査業者（以下「検査業者」という。）として他人の求めに応じて令和2年4月22日から令和3年4月6日までの間に行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（施行令別表第7第4号 締固め用機械。以下「建設機械」という。）延べ8台に係る法第45条第2項の規定する特定自主検査（以下「特定自主検査」という。）について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたこと。

5 根拠となる法令条項

法第54条の6第2項第2号

6 参考事項

- (1) 無資格者が行った特定自主検査は、既に有資格者が実施済みである。
- (2) 検査業者に対する行政処分等に関する法令等は別紙のとおり。

労働安全衛生法第 54 条の6第2項の規定に基づく行政処分について(概要)

1 経緯等

- 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 45 条第 1 項及び労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。)第 15 条第 1 項において、事業者は、令別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの(以下「車両系建設機械」という。)等について、定期的に自主検査を行わなければならないとしている。また、法第 45 条第2項及び令第 15 条第2項においては、事業者は、車両系建設機械について当該自主検査のうち厚生労働省令で定めるもの(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、法第 54 条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて車両系建設機械について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)等を実施させなければならないとしている。
- 法第 54 条の4においては、検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならないとしている。さらに法第 54 条の6第2項において、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が同項各号のいずれかに該当するに至ったとき(※)は、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとしている。
※同項2号においては、法第 54 条の4の規定に違反したときとしている。
- 今般、検査業者である株式会社三協機械(以下「本業者」という。)について、法 54 条の4の規定に違反し、資格を有しない者に車両系建設機械(締固め用)の特定自主検査を実施させたことが認められたため、法第 54 条の6第2項に基づき処分を行ったものである。

2 処分の内容

法第 54 条の4の規定の違反が認められた本業者について、6月の期間、車両系建設機械(締固め用)の特定自主検査の業務の停止を命じたものである。

3 根拠法令

法第 54 条の6第2項第2号